

海外療養費について

国民健康保険の被保険者が、海外渡航中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により医療費の一部について払い戻しを受けることができます。

1. 申請手続きについて

【必要書類】

① 診療内容明細書 (FormA) および領収明細書 (FormB)

FormA、B、ともに、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、診療を受けた海外の医療機関で医師等に記入してもらってください。

② 領収書 (原本)

③ 診療内容明細書 (FormA)、領収明細書 (FormB) および領収書の翻訳文

④ 調査に関わる同意書

町田市が必要と認めた場合、海外療養費の申請内容について調査を行いますので、同意書を記入していただきます。記入いただく署名は、パスポートの署名と同一にしてください。

⑤ パスポート

窓口でコピーを取らせていただきます。

郵送の場合には、次のことが記載されているページをコピーしてください。

- ・本人の顔写真、氏名、生年月日が記載されているページ
- ・診療を受けた国への入国日と出国日が確認できるページ

※パスポートで渡航の事実が確認できない場合は、航空機の搭乗券の半券等が必要になります。

⑥ 受診者のマイナンバーカードまたは資格確認書、振込口座のわかるもの、印鑑 (世帯主以外の口座に振込む場合)

【申請手順】

① 受診した海外の医療機関で、医療費の全額を支払います。

② その医療機関で医師等に、診療内容明細書 (FormA)、領収明細書 (FormB) を記入してもらいます。また、国民健康保険国際疾病分類表を参照し、傷病名、治療内容がわかるように記入を依頼してください。

③ 帰国後、町田市役所保険年金課保険給付係へ上記の必要書類を持参して申請してください。

※郵送でも申請できます。郵送の場合は、療養費支給申請書 (左上に、診療を受けた国の国名、通貨名を記入してください。)、必要書類①～⑤ (⑤はコピー) を添付してください。

※市民センター、コミュニティセンター、駅前連絡所では受付できません。

④ 東京都国民健康保険団体連合会で保険診療として認められるか等を審査し、保険給付分が振り込まれます。(申請から振込まで2～3ヶ月かかります。)

※添付書類に不備がある場合、審査ができず、支給できないことがあります。

2. 支給対象について

日本国内で保険適用となっている医療行為が支給対象となります。

また、治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

3. 支給金額について

日本国内の医療機関等で同様の医療行為を受けた場合にかかる金額を基準に計算した額と、海外で実際に支払った額のどちらか少ない方の、保険診療分の7割から8割相当額を海外療養費として支給します。

そのため、海外で実際に支払った金額よりも支給額が大幅に少なくなることがあります。

※外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を決定します。

4. 申請期限について

海外で治療を受けた日の翌日から2年を経過すると、時効により申請ができなくなります。

5. 不正請求防止について

支給申請に対しての審査を強化する取組を実施し、不正請求に関して警察と連携して厳正な対応を行っています。